



目次	ページ
訓令	
高知県公営企業局訓令	
高知県議会訓令	
高知県教育委員会訓令	
◎ねんりんピックよさこい高知2013高知県実施本部設置 規程	1
告示	
○道路の区域変更（2件）（道路課）	2
○道路の供用開始（"）	2
◎高知県立春野総合運動公園の指定管理 者の名称の変更の届出（公園下水道 課）	2
◎高知県立土佐西南大規模公園（中村地 区）の指定管理者の名称の変更の届出（"）	2
○建築基準法による道路の位置の指定（建築指導課）	3
◎告示（高知県立青少年の家に係る使用 料の徴収事務の委託）の一部改正（会計管理課）	3
高知県教育委員会告示	
◎高知県立県民体育館及び高知県立武道 館の指定管理者の名称の変更の届出（教育委員会 事務局スポ ーツ健康教 育課）	3
◎高知県立弓道場の指定管理者の名称の 変更の届出（"）	3
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	3
高知県収用委員会公告	
○公示による送達（7・10揭示）	4

訓 令
公 営 企 業 局 訓 令
議 会 訓 令
教 育 委 員 会 訓 令

高知県訓令第5号
高知県公営企業局訓令第3号

高知県議会訓令第2号
高知県教育委員会訓令第5号

本 庁
各 出 先 機 関
公 営 企 業 局 本 局
公 営 企 業 局 各 事 業 所
公 営 企 業 局 各 病 院
議 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所

ねんりんピックよさこい高知2013高知県実施本部設置規程を次のように定める。

平成25年7月12日

高知県知事 尾崎 正直
高知県公営企業局長 岡林 美津夫
高知県議会議長 森田 英二
高知県教育委員会委員長 小島 一久

ねんりんピックよさこい高知2013高知県実施本部設置規程
(設置)

第1条 第26回全国健康福祉祭こうち大会に関する事務を円滑に処理するため、ねんりんピックよさこい高知2013高知県実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

(構成)

第2条 実施本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
 - (2) 副本部長
 - (3) 本部付け
- 2 本部長は、知事をもって充てる。
3 副本部長は、副知事をもって充てる。
4 本部付けは、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。（職務）

第3条 本部長は、実施本部を代表し、その事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部付けは、本部長の命を受け、実施本部の連絡調整に関する事務その他特命に係る事務を処理する。（部）

第4条 実施本部の所掌する事務を効率的に処理するため、実施本部の下に別表第2の左欄に掲げる部を設置する。

- 2 部は、部長及び部員をもって構成する。
- 3 各部の部長は、別表第2の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 各部に属する部員は、本部長が指名する職員をもって充てる。

- 5 各部の所掌事務及び内部組織は、本部長が定める。
- 6 部長は、本部長の命を受け、各部の所掌事務を掌理し、部員を指揮監督する。
- 7 部員は、部長の命を受け、それぞれの職務に応じて各部の事務に参画する。（雑則）

第5条 この訓令に定めるもののほか、実施本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成25年7月12日から施行する。（この訓令の失効）
- 2 この訓令は、平成25年10月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第2条関係）

理事（中山間対策・運輸担当） 総務部長 危機管理部長 健康政策部長 地域福祉部長 文化生活部長 産業振興推進部長 商工労働部長 観光振興部長 農業振興部長 林業振興・環境部長 水産振興部長 土木部長 会計管理局長 教育長 公営企業局長 議会事務局長
--

別表第2（第4条関係）

部名	部長に充てる者の職名
総務部	地域福祉部副部長（ねんりんピック推進担当）
広報部	総務部副部長（秘書政策企画担当）
招待部	地域福祉部副部長
式典部	教育次長（総括）
医療衛生部	健康政策部副部長
交通輸送部	土木部副部長（総括）
イベント交流部	観光振興部副部長

告 示

高知県告示第467号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成25年7月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成25年7月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 船津野根
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡東洋町野根字御崎乙3368番1から安芸郡東洋町野根字輝摩乙2875番2まで	前	4.0 }	1,143
	後	5.4 }	1,143
		21.8	

高知県告示第468号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成25年7月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成25年7月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奥西川岸本
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市香我美町別役字ナカドイ368番1から香南市香我美町別役字ナカドイ366番2まで	前	6.2 }	42
	後	6.9 }	42
		7.6	

16.9

高知県告示第469号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、平成25年7月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成25年7月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奥西川岸本
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
香南市香我美町別役字ナカドイ368番1から香南市香我美町別役字ナカドイ366番2まで	42	平成25年7月12日

高知県告示第470号

高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号）第29条第3項の規定により高知県立春野総合運動公園の指定管理者から名称について変更の届出があったので、同条例第33条の2第2号の規定により次のとおり告示する。
 平成25年7月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称
高知県立春野総合運動公園
- 2 変更前及び変更後の指定管理者の名称
(変更前) 財団法人高知県スポーツ振興財団
(変更後) 公益財団法人高知県スポーツ振興財団
- 3 指定管理者の主たる事務所の所在地
高知市春野町芳原2485番地
- 4 変更年月日
平成25年4月1日

高知県告示第471号

高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号）第29条第3項の規定により高知県立土佐西南大規模公園（中村地区）の指定管理者から名称について変更の届出があったので、同条例第33条の2第2号の規定により、次のとおり告示する。
 平成25年7月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称

- 高知県立土佐西南大規模公園（中村地区）
- 2 変更前及び変更後の指定管理者の名称
（変更前） 財団法人四万十市公園管理公社
（変更後） 公益財団法人四万十市公園管理公社
- 3 指定管理者の主たる事務所の所在地
四万十市不破出来島2058番地20
- 4 変更年月日
平成25年4月1日

高知県告示第472号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成25年7月12日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
吾川郡いの町波川字道ノ裏	1636番4の一部	6.00	27.70	

高知県告示第473号

平成17年4月高知県告示第328号の3（高知県立青少年の家に係る使用料の徴収事務の委託）の一部を次のように改正する。

平成25年7月12日

高知県知事 尾崎 正直

表中「財団法人大方青少年育成会」を「一般財団法人大方青少年育成会」に改める。

教育委員会告示

高知県教育委員会告示第7号

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第12号）第17条第2項及び高知県立武道館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第13号）第17条第2項の規定により高知県立県民体育館及び高知県立武道館の指定管理者から名称について変更の届出があったので、高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例第21条第2号及び高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第21条第2号の規定により次のとおり告示する。

平成25年7月12日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

- 1 施設の名称
高知県立県民体育館及び高知県立武道館
- 2 変更前及び変更後の指定管理者の名称

- （変更前） 財団法人高知県スポーツ振興財団
- （変更後） 公益財団法人高知県スポーツ振興財団

- 3 指定管理者の主たる事務所の所在地
高知市春野町芳原2485番地

- 4 変更年月日
平成25年4月1日

高知県教育委員会告示第8号

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例（平成24年高知県条例第55号）第19条第3項の規定により高知県立弓道場の指定管理者から名称について変更の届出があったので、同条例第23条第2号の規定により次のとおり告示する。

平成25年7月12日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

- 1 施設の名称
高知県立弓道場
- 2 変更前及び変更後の指定管理者の名称
（変更前） 財団法人高知県スポーツ振興財団
（変更後） 公益財団法人高知県スポーツ振興財団
- 3 指定管理者の主たる事務所の所在地
高知市春野町芳原2485番地
- 4 変更年月日
平成25年4月1日

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第18号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成25年7月12日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

- 1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
 - (1) 警備業務の区分
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号業務」という。）
 - (2) 種別
ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
 - イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）

- (3) 実施期日
ア 新規取得講習
平成25年9月3日（火）から同月11日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間
- イ 追加取得講習
平成25年9月9日（月）から同月11日までの3日間
- (4) 実施場所
高知市朝倉戊375番地1
高知県立ふくし交流プラザ
- 2 受講者定員
受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。
 - (1) 新規取得講習 25人
 - (2) 追加取得講習 5人
- 3 受講資格者
 - (1) 新規取得講習
受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 最近5年間に3号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
 - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
 - エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
 - オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上3号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
 - (2) 追加取得講習
受講申込み時において、3号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。

<p>4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法</p> <p>(1) 受講希望の事前申込方法</p> <p>ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目3番31号LSビル3階。以下「高知県警備業協会」という。）で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書（以下「申込書」という。）により事前申込みを行うこと。</p> <p>イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号088-871-4760）により行う。</p> <p>ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。</p> <p>(2) 事前申込みの受付期間</p> <p>ア 平成25年8月5日（月）及び6日（火）の午前9時から午後4時までの間とする。</p> <p>イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。 なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。</p> <p>(3) 受講予定者の確定方法</p> <p>ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。</p> <p>イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成25年8月7日（水）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。</p> <p>ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。</p> <p>5 受講申込手続</p> <p>受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。</p> <p>(1) 受講申込書等の提出期間</p> <p>平成25年8月12日（月）から同月14日（水）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。 なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。</p> <p>(2) 受講申込書等の提出先</p> <p>高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真（受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真）を貼り付けたもの） 1通</p> <p>イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面</p>	<p>1 通</p> <p>(ア) 3の(1)のイに該当する者にあつては、3号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>(イ) 3の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 3の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し</p> <p>(オ) 3の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通</p> <p>エ 受講申込確認書 1通</p> <p>(4) 受講申込書等の提出方法</p> <p>受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。 なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。</p> <p>6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法</p> <p>講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては38,000円、追加取得講習にあつては14,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。 なお、納付された受講手数料は、返還しない。</p> <p>7 講習の委託</p> <p>講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>8 講習に関する問い合わせ先</p> <p>(1) 高知県警備業協会（電話番号088-824-3404）</p> <p>(2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業担当係</p> <p style="text-align: center;">----- 取 用 委 員 会 公 告 -----</p> <p>土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。 なお、当該書類を受領しないときは、平成25年7月31日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。 平成25年7月10日（揭示済） 高知県収用委員会会長 山下 訓生</p> <p>1 書類の種類</p>	<p>平成25年7月3日付け権利取得及び明渡しの裁決書</p> <p>2 書類の交付を受ける者の住所及び氏名</p> <p>南国市伊達野字立岩673番2及び673番3の土地の所有者 不明。ただし、登記名義人 住所不明。ただし、登記簿上の住所 高知市中島町31 藤田 益太郎</p>
--	--	--